

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
固定資産税	$\frac{14}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税	1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円 2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円 3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円 4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円 5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	左に同じ	1. 賦課期日 狩猟者の登録を受ける日 2. 普通徴収の方法による場合の納期は知事が定める日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
産業廃棄物税	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000円 自らの産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は産業廃棄物の重量1トンにつき 500円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

2 税 制 改 正

税 目	主 な 改 正 事 項																								
個人県民税	○ 退職所得の10%税額控除の廃止																								
不動産取得税	○ サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の創設 等 ○ (独)住宅金融支援機構等の貸付けに係る特例の廃止 等																								
県たばこ税	<p>○ 市町村たばこ税への税源移譲 法人実効税率の引き下げに伴う、都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲</p> <p>旧3級品以外の製造たばこ (1,000本につき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">改正前 (α)</th> <th style="width: 20%;">改正後 (β)</th> <th style="width: 40%;">差 ($\beta - \alpha$)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県たばこ税</td> <td style="text-align: center;">1,504円</td> <td style="text-align: center;">860円</td> <td style="text-align: center;">△644円</td> </tr> <tr> <td>市町村たばこ税</td> <td style="text-align: center;">4,618円</td> <td style="text-align: center;">5,262円</td> <td style="text-align: center;">+644円</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧3級品の製造たばこ (1,000本につき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">改正前 (α)</th> <th style="width: 20%;">改正後 (β)</th> <th style="width: 40%;">差 ($\beta - \alpha$)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県たばこ税</td> <td style="text-align: center;">716円</td> <td style="text-align: center;">411円</td> <td style="text-align: center;">△305円</td> </tr> <tr> <td>市町村たばこ税</td> <td style="text-align: center;">2,190円</td> <td style="text-align: center;">2,495円</td> <td style="text-align: center;">+305円</td> </tr> </tbody> </table>		改正前 (α)	改正後 (β)	差 ($\beta - \alpha$)	県たばこ税	1,504円	860円	△644円	市町村たばこ税	4,618円	5,262円	+644円		改正前 (α)	改正後 (β)	差 ($\beta - \alpha$)	県たばこ税	716円	411円	△305円	市町村たばこ税	2,190円	2,495円	+305円
	改正前 (α)	改正後 (β)	差 ($\beta - \alpha$)																						
県たばこ税	1,504円	860円	△644円																						
市町村たばこ税	4,618円	5,262円	+644円																						
	改正前 (α)	改正後 (β)	差 ($\beta - \alpha$)																						
県たばこ税	716円	411円	△305円																						
市町村たばこ税	2,190円	2,495円	+305円																						